



羽曳野労働基準監督署発表
平成29年12月26日

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(最大積載量5トン以上のトラックでの積荷等作業中に労働者にヘルメットを着用させなかった疑い)

平成29年12月26日、羽曳野労働基準監督署(署長 倉橋一正)は、有限会社加納運送及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 有限会社 かのうんそう 加納運送
本店所在地 和歌山県和歌山市江南
事業内容 一般貨物自動車運送業
- (2) 同社の代表取締役 A

2 違反条文等

- 労働安全衛生法違反同法第20条第1号
労働安全衛生規則第151条の7 4 第1項(保護帽の着用)
同法第119条第1号(罰則)
同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、同社の労働者を指揮するとともに同社の安全管理を行う者であるが、平成29年9月20日、同人は、大阪府大阪狭山市に所在する荷主会社の荷役作業場において、労働者である自動車運転者Bに最大積載量6.6トンの貨物自動車への荷積み等作業を行わせるに当たり、貨物自動車の荷台等からの墜落による労働者の危険を防止するため、同人に保護帽(ヘルメット)の着用をさせなければならないのに、これを着用させなかったものである。

4 参考事項

- (1) 平成29年9月20日、大阪府大阪狭山市の荷主会社の荷役作業場所において、最大積載量6.6トンの貨物自動車を運転して、荷積みのために同所を訪れてい

た労働者Bが、荷積み等作業中に当該貨物自動車の荷台から墜落し、一時、意識不明の重体に陥ったものである。

(2) 労働安全衛生法では、最大積載量5トン以上の貨物自動車での荷の積卸し作業（ロープ掛け、ロープ解きの作業を含む。）を行うときは、墜落による危険を防止するために、当該作業に従事する労働者に保護帽（ヘルメット）を着用させる義務を事業者に課している。

(3) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用条文

労働安全衛生法

- 第二十条** 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
 - 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
 - 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者(第2号以下省略)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第百五十一条の七十四 事業者は、最大積載量が五トン以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が五トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。
(第2項省略)